大阪府障害者福祉事業団　こども発達支援センター風

（茨木市 発達障害児早期療育等支援事業）

個別療育実施要項

Ⅰ　療育基本方針

＜地域での豊かな生活をめざして＞

自閉スペクトラム症等の発達障害（以下、「発達障害」という。）のお子さんが、家族や地域の人たちとともに、より豊かで幸せに暮らし、自尊心をもって自立した生活ができることをめざし、ご家族との協働によって、その基礎を築きます。

（１）発達障害の特性理解

まず一番身近なご家族が発達障害等の特性について正しく理解し、その特性に配慮された日常生活が送れるよう支援します。

（２）個別の評価と目標設定

一人ひとりのお子さんの発達、生活スキル、行動特性等を個別にていねいに評価し、ご家族と情報を共有します。そのうえで、個別の支援プログラムをご家族とともに立案し、同じ目標をもって取り組みます。

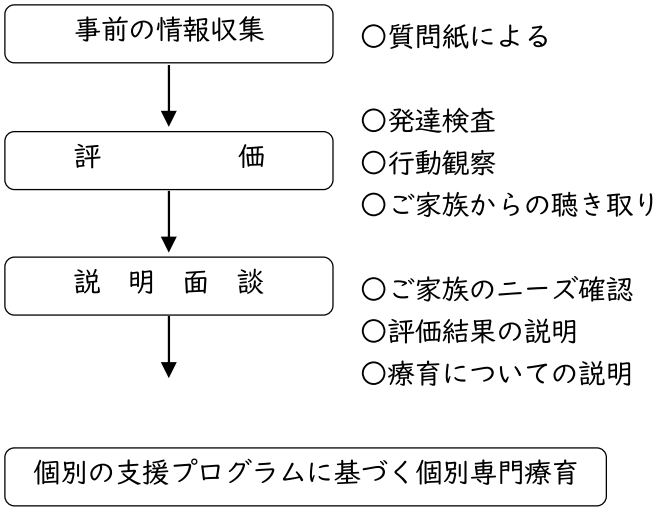
（３）支援方法のモデルの提示

療育の取り組みの中で、個別の目標に合わせた具体的でわかりやすい支援方法のモデルの提示を行います。

（４）家庭や地域への発展、応用

療育場面で身につけたことを、家庭や地域といったお子さんの実際の生活の場へ段階的に広げていくことをめざします。そのためにも、研修会などのプログラムを用意しています。

２　療育の流れ



（１）評価、説明面談

療育開始に先立ち、原則全ての児童について、行動観察と発達評価を実施します。

ご家族同室での行動観察、ご家族からの聴き取りと PEP3（自閉症児・発達障害児教育診断検査）等を用いて評価します。

評価の後に、説明面談の日時を別途設定し、療育へのご家族のニーズを再確認し、評価結果と療育の概要を説明します。

（２）個別支援プログラムの立案

支援プログラムの立案は、ご家族と一緒に一人ひとりのお子さんに応じた個別の長期目標と短期目標を作成します。

具体的には、年齢に応じた生活全般の課題（コミュニケーション、社会性、身辺自立、余暇等）から優先される課題を家族のニーズ、検査結果等から相談しながら決めていきます。

次に、わかりやすい環境で成功体験を積み重ねながら、次のステップを踏んでいくことができるような支援目標にします。また、将来必要になるであろうと思われる課題についても相談しながら立案していきます。

3　療育プログラム

（１）　療育の週間スケジュール

療育の時間帯	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
１０：００～１１：００	療育	療育	療育	研修会
１３：００～１４：００	療育	療育	療育	療育
１５：００～１６：００		療育	療育	

※同じ時間帯に 3 人程度のお子さんが療育室を利用されますが、療育は個別で実施します

※曜日、時間については、変更する場合があります

※曜日、時間の指定はできません

※基本的に隔週１回１時間の療育となります

祝日等の関係で、第〇〇曜日が不規則になる場合があります

※研修会はご家族の方のみが参加となります

（２）ご家族への支援

療育はご家族同室で行います。スタッフがモデルを示し、家庭や地域で取り組めるようにご家族も参加して行います。また、ご家庭でのお悩みや不安等の相談にも応じます。

（３）プログラム内容

個別支援プログラムに沿って、毎回療育で評価を繰り返し、お子さん一人ひとりに柔軟に対応していきます。

〇身辺面

着替え、歯磨きや洗面、排泄関連等が自立して行えるように支援します。

〇行動管理（スケジュールなど）

これから行う活動、終わった後の活動等に見とおしがもてるよう、お子さんの理解

に応じた設定で支援します。また、活動の終わり方や場面の切り替え等も合わせて支援します。

〇自立課題（対面課題も含む）

自立して課題に取り組めるよう支援します。課題の内容は、お子さんの評価やニーズに合わせながら将来も見据えて設定します。対面課題は、コミュニケーション支援も含めつつ支援します。

〇余暇

お子さんの興味関心から余暇を開発し、遊び方を支援します。社会性とも関連しますが、グループでの活動を想定した支援やルール、マナー等も合わせて支援します。また、お手伝い等の家事関連の支援も行います。

〇コミュニケーション

療育の活動中に、様々な場面設定を行い、コミュニケーション技術の向上を目指します。

（４）利用料

・児童発達支援等利用のため、法で定める利用者負担額を徴収します。

・研修の利用料として、１回あたり 1,400 円の実費負担が別途必要です。

４　研修会

療育を受けられるご家族の方を対象に、障害特性の理解から、支援の視点と具体的な方法を学習する場として、月１回程度（年間 10 回程度）10：00～11：30（金曜日の予定）に行います。参加していただき、専門性を日常に活かすためのヒントを学んでいただきます。

「令和８年度研修プログラム」（例）

※テーマ、内容等につきましては、確定しておりません。

あくまでも参考にご覧ください。

月	テーマ・内容
4	「早期の気づきと子育て支援」
5	「こどもの困りごと」
6	「就学の準備と就学後の支援について」
7	外部講師による研修
8	「環境がこどもの行動を支える」
9	「コミュニケーション支援のヒント」
10	「こどもの見立てと伝えかた」
11	「こどもの困った行動の理解と対応 part1」講義
2	「こどもの困った行動の理解と対応 part2」グループワーク
2	外部講師による研修

大阪府障害者福祉事業団　こども発達支援センター風
（茨木市 発達障害児早期療育等支援事業）

利用に関するお願い

〇傷害保険の個人加入について

療育時の不慮の事故、怪我また他の利用者および設備等に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただくことがあります。そのため、療育を受けられる場合は、その損害に備えて障害児を対象とした傷害保険、損害保険に加入していただくことをお勧めしています。加入内容等については、相談に応じさせていただきます。

〇療育時のきょうだい児の同伴について

親子同室で療育を行う場合など、療育プログラムの内容によっては、きょうだい児、特に小さいお子さんの療育室への入室をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

〇見学者・研修生の受け入れについて

本事業の重要性や療育の必要性を広くご理解いただくために、見学者や研修生の受け入れを予定しております。受け入れに際しては、個人情報の保護および療育を受けられる児童への影響等には充分留意いたします。

〇療育時のビデオ・写真撮影および外部での使用について

こども発達支援センター風のご家族向け研修や当法人の職員向け研修で療育場面の動画や写真を使用する場合があります。趣旨をご理解の上、同意いただきますようお願いいたします。なお、外部向け研修に関しては、別途、個別に確認させていただきます。

また、ご家族の方のビデオ、写真撮影については、他者のプライバシー保護のため、撮影した内容を確認させていただきます。

〇ご家族向け研修について

当センターでは、療育を受けられるご家族の方を対象とした、研修会を予定しています。ご参加ください。

〇療育期間および利用の中止の手続きについて

本事業の療育期間は当該年度年４月１日から３月末までの１年間となっております。何らかの理由で当センターの利用を中止される場合は、最終療育日の１ヶ月前までに所定の用紙にご記入の上、担当スタッフまで提出してください。

〇療育日の振り替えおよび療育の時間帯について

個人の都合による欠席に伴う療育日の振り替えには応じかねます。また、遅刻された場合も、療育の時間帯は変更できませんのでご了承ください。ただし、プログラム内容の変更により一部、療育実施日の変更のお願いをする場合がありますのでご了承ください。

〇障害児通所給付制度の利用について

申込に際して、療育手帳の有無は問いませんが、利用決定後、児童発達支援事業等利用における障害児通所支援受給者証の申請を必ずしていただきます。障害児通所支援受給者証をお持ちの方についても、利用前に発達支援課にてお手続きが必要な場合があります。

〇児童発達支援センター（障害児通園施設）、風以外の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスをご利用の方は、同一日のご利用は（利用の予定を伝えることも含み）、制度上できませんのでご注意ください。

※同一日の利用に伴い、当センターが所定の通所支援給費請求を行えなかった場合、全額自己負担をお願いする場合があります。